議案第１３０号及び議案第１３１号の参考資料

特別職報酬等改定案

＜期末手当の支給割合＞

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

市長、副市長及び教育長

	６月期	１２月期	総支給割合
令和７年度 （現　行）	２．３０月	２．３０月	４．６０月
令和７年度 （改定案）	２．３０月	２．３５月	４．６５月
令和８年度以降 （改定案）	２．３２５月	２．３２５月	４．６５月

備考　適用年月日は、令和７年１２月１日からとする。ただし、令和８年度以降の期末手当については、令和８年４月１日からとする。